

奈良県広域水道企業団庁舎管理規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第8号

奈良県広域水道企業団庁舎管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が管理する庁舎及び構内の保全と秩序の維持を図るため、庁舎及び構内の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理機関 奈良県広域水道企業団組織規程（令和7年3月企業管理規程第7号）第2条に規定する総務部並びに市町村事務所、広域水道センター及び水質管理センターをいう。
- (2) 庁舎 企業団の事務又は事業の用に供する建物及びその附属工作物（使用の許可を受けて企業団の事務又は事業の用に供する場合にあっては、その使用の許可を受けた部分）をいう。
- (3) 構内 庁舎の敷地（樹木等を含む。）をいう。

(庁舎管理者)

第3条 庁舎及び構内の管理に関する事務を行わせるため、庁舎管理者を置く。

2 庁舎管理者は、当該庁舎及び構内の管理に関する事務を分掌する管理機関の長をもって充てる。

3 庁舎管理者に事故があるとき、庁舎管理者が欠けたとき、その他庁舎管理者がその職務を遂行することができないときは、あらかじめ庁舎管理者が指定する職員がその職務を行う。

(室管理者)

第4条 庁舎管理者の事務を補助するため、室管理者を置く。ただし、その必要がない管理機関については、この限りでない。

2 室管理者は、庁舎管理者が指定する職にある者をもって充てる。

3 前条第3項の規定は、室管理者について準用する。

(職員の協力義務)

第5条 庁舎で勤務する者（以下「職員」という。）は、常に庁舎及び構内の保全及び秩序の維持に努めるとともに、庁舎管理者又は室管理者が庁舎及び構内の管理上必要な事項を指示したときは、その指示に従わなければならない

い。

(出入口の開閉)

第6条 庁舎の出入口の扉は、奈良県広域水道企業団の休日を定める条例（令和7年2月条例第8号）第1条第1項に規定する企業団の休日（以下「休日」という。）を除き、午前8時15分に開き午後5時15分に閉じるものとし、休日には開扉しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、庁舎の出入口の扉は、庁舎管理者が特に必要と認めるときは、随時開閉することができる。

(閉扉中の庁舎への出入り)

第7条 前条の規定による庁舎の出入口の閉扉中に庁舎に出入りしようとする者は、その理由を庁舎管理者又は室管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。

(駐車場の指定等)

第8条 庁舎及びその構内に用務がある者以外の者は、庁舎の構内に駐車してはならない。

2 庁舎管理者は、庁舎の構内に駐車しようとする者に対し、駐車場所を指定し、又は駐車を禁止することができる。

(会議室の使用)

第9条 会議室を使用しようとする職員は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

(禁止行為等)

第10条 庁舎及びその構内において次の各号に定める行為をしてはならない。

(1) 庁舎又は庁舎内若しくは構内の物件を損傷し、又は汚損すること。

(2) 銃器、凶器、こん棒、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。

(3) 職員に面会を強要すること。

(4) 立入りを禁止した区域又は場所に立ち入ること。

(5) 騒がしい行為をすること。

(6) 通行の妨害になるような行為をすること。

(7) 寄附を強要し、又は押売をすること。

(8) 庁舎管理者の定める場所以外の場所で火気を使用すること（喫煙を含み、次条第1項第7号の行為を除く。）

(9) 前各号に定めるもののほか、庁舎又はその構内の管理上支障があると認められる行為をすること。

2 庁舎管理者は、周囲の事情から判断して前項各号の行為を行い、又は行うと疑うに足る相当な理由のある者に対しては、質問し、又は庁舎若しくは

その構内への立入りを禁止することができる。

(行為の許可)

第11条 庁舎又はその構内（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可に係る場所を除く。）において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ行為許可申請書（別記様式）の提出があった場合において庁舎管理者が許可したときは、その行為をすることができる。

- (1) 仮設工作物を設置すること。
- (2) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
- (3) ポスター、はり紙、看板、懸垂幕その他これらに類するものを掲示し、又は掲出すること。
- (4) 旗、のぼり、プラカードその他これらに類するものを持ち込むこと。
- (5) 拡声器により放送すること。
- (6) 集会その他行事を催すこと。
- (7) ストーブ、電熱器その他これらに類する器具を使用すること。
- (8) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機その他これに類する物を飛行させること。

2 前項ただし書の場合において庁舎管理者は、庁舎又はその構内の管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(集団立入りの申出)

第12条 見学、陳情等のため集団で庁舎又はその構内に立ち入ろうとする者は、その責任者を定め、あらかじめ庁舎管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 庁舎管理者は、前項の申出があった場合において、庁舎又はその構内の管理上必要があると認めるときは、その人数、立入りの時間若しくは場所等を制限し、又は必要な指示をすることができる。

(行為の制止等)

第13条 庁舎管理者又は室管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、若しくは庁舎、その構内、室若しくは場所から退去することを命じ、又は当該違反に係る物件の撤去を命ずるものとする。

- (1) 第8条の規定に違反した者
- (2) 第9条の許可を受けずに会議室を使用した者
- (3) 第10条の規定に違反した者

(4) 第11条の許可を受けずに同条第1項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による条件若しくは指示に従わなかった者

(5) 第12条第2項の規定による制限又は指示に従わなかった者

2 庁舎管理者又は室管理者は、前項第3号又は第4号に該当する者の当該違反に係る物件について、当該物件の所有者若しくは所持者が同項の規定による命令に従わないとき、これらの者の所在が判明しない等のため同項の規定による命令をすることができないとき、又は緊急の必要があると認めるときは、これを撤去し、又は搬出するものとする。この場合において、当該撤去した物件は、所有者又は所持者に返還するまでは、庁舎管理者又は室管理者が保管するものとする。

(許可を受けて使用している庁舎に係る適用除外)

第14条 庁舎のうち企業団が使用の許可を受けて使用しているものの管理については、この規程の規定を適用したとしたならば当該使用の許可の内容又は条件に反することとなる場合は、この規程のうち当該反することとなる規定は、適用しない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、庁舎及び構内の管理に関し必要な事項は、庁舎管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 庁舎のうち企業団が使用の許可を受けて使用しているものについて、この規程の施行際現に当該庁舎の所有者から第11条第1項各号に掲げる行為をすることについて許可を受けている者は、当該許可の期間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該許可を受けた行為をすることができる。

別記様式（第 1 1 条関係）

行為許可申請書

行為の種類	
行為の概要	
行為の日時 又は期間	
行為の場所	
備考	
庁舎管理者 殿 年 月 日 申請者住所 氏名	

上記について、次の条件を付して許可します。

条件

年 月 日
庁舎管理者